

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十九条及び第三十条第一項並びに第三十一条第三号の規定に基づき、建設大臣が定めるくみ取り便所の構造方法等を次のように定める。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

くみ取り便所の構造方法を定める件

第一 くみ取り便所

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二十九条の規定に基づき、くみ取り便所の構造方法を次のように定める。

一 便槽（便槽の上部が開放されている場合においてはその上口の周囲を含む。）及び便器から便槽まで連絡する管は、耐水材料で造り、浸透質の耐水材料で造る場合においては、防水モルタル塗その他これに類する有効な防水の措置を講じて漏水しない構造とすること。

二 便所の床下は、耐水材料で他の部分と区画すること。ただし便槽及び便器から便槽まで連絡する管に

開口部（便槽のくみ取口及び点検口を除く。）がない場合にあつてはこの限りでない。

三 くみ取口は次のイ又はロのいずれかの構造とすること。

イ くみ取口の下端を地盤面上十センチメートル以上とし、かつ、これに密閉することができるふたを取りつけること。

ロ 密閉することができる耐水材料で作られたふたを取りつけること。

## 第二 特殊建築物及び特定区域の便所の構造

令第三十条第一項の規定に基づき、特殊建築物及び特定区域の便所の構造方法を次のように定める。

一 不浸透質の便器を設けること。

二 小便器から便槽まで不浸透質の污水管で連絡すること。

三 水洗便所以外の便所の窓その他換気のための開口部には、はえを防ぐための網を張ること。

## 第三 改良便槽の污水の温度低下の防止措置

令第三十一条第三号の規定に基づき、污水の温度の低下を防止するための措置は次のいずれかの方法とする。

- 一 槽の回りを断熱材で覆うこと。
- 二 槽に保温のための機器を設けること。